

中部森林管理局事業評価技術検討会の議事概要

- 1 日 時：平成26年2月18日（火）13：30～14：30
- 2 場 所：中部森林管理局 局長応接室
- 3 出席者：事業評価技術検討会 北原 曜委員、野村 俊明委員
中部森林管理局 松本森林整備部長、角計画保全部長、小林森林整備課長、加藤森林整備課課長補佐、梅田森林整備課設計指導官、櫻井造林係長、天田企画調整課長、松本経常監査官、伊豆監査係長
- 4 議 題：平成25年度林野公共事業の事業評価（事前評価）について
- 5 内 容
事務局及び説明員から、今回の事業評価の対象である事前評価（1地区）の事業の概要・目的及び、費用対効果分析等の評価項目について説明を行い、これらに対し委員から意見を聴取した。主な意見・質問等は以下のとおり。

森林環境保全整備事業「千曲川上流地区」

- (委 員) 本事業計画は千曲川上流の森林計画に対応したものとすることであるが、主伐を実行した場合、伐採により一時的に森林の有する公益的機能が低下するマイナス分を評価していないのではないかと。
- 例えば、森林環境保全整備事業において主伐を実行した場合、伐採により一時的に森林の有する水源涵養等の機能が低下し、便益がマイナスの評価になるのではないかと。
- 木材生産等便益をカウントする一方で、伐採による森林の有する公益的機能へのマイナス影響を考慮しないことに問題はないのか。
- (局) 本評価は、森林環境保全整備事業の評価を行ったものであるが、森林計画で計画される主伐については森林整備事業ではなく立木販売等にて実施されることから、基本的に評価の対象外と考えているが、ご指摘の趣旨については本庁にも伝えてまいりたい。
- (委 員) 木材生産等便益について、伐採により木材が市場に供給されるまでが便益と評価されているが、木材の流通にともない加工、商品等それぞれの段階においても経済効果が考えられる。このような影響額も反映するよう検討されたい。

(局) 林野庁による統一的な算定ルールに沿って評価しているところであるが、ご指摘の趣旨は本庁にも伝えてまいりたい。

(委員) 優先配慮事項の評価項目(2)山村の活性化(山村の生活基盤の向上への寄与)について、本計画では山村の生活基盤の向上に寄与する計画としてB判定と評価しているが、山村地域における離村問題が深刻化している現在、定住を維持することが出来る林野庁の事業は非常に重要であると思われる。当該計画が、山村地域への定住の促進に寄与する計画としてA判定とすべきではないか。

(局) 平成19年8月23日 事務連絡「林野公共事業の事業評価手法の見直しについて(多段階評価方式の導入)」に基づく山村の活性化評価基準として、①当該計画が就業機会の増大等に寄与すること。②当該計画が新規定住者の増大等に寄与する(U、Iターン等)と考えられる場合等、当該計画が山村地域への定住の促進に寄与する計画であると判断された場合はA判定となる。本計画については、総事業費も一定の規模を有しており、山村地域における就業機会の増大等に寄与すると考えられることから、ご指摘を踏まえA判定とする方向で検討したい。

(局) いただいた意見のうち、地区ごとの個別の指摘につきましては、評価個表に反映させていただき、評価手法そのものに対する意見は別途林野庁に意見として伝えてまいりたい。

(委員) 了解。